

# ディスクゴルフボランティア

## 【活動規約】

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 本ボランティアは、ディスクゴルフコースの利用促進、ディスクゴルフ競技の普及活動を通じて国営海の中道海浜公園（以下「本公園」という。）の運営管理に協力することを目的として、海の中道海浜公園マネジメント共同企業体 海の中道管理センター以下「管理センター」という）が定めるものである。

#### (名称)

第2条 本ボランティアは、「国営海の中道海浜公園うみなかフレンズ ディスクゴルフボランティア」（以下「本会」という。）と称する。

#### (構成及び認定)

第3条 本会は、会員（以下「ボランティア」という。）をもって構成する。

- 2 ボランティアは、管理センターが認定し、国土交通省九州地方整備局国営海の中道海浜公園事務所（以下「公園事務所」という。）が承諾した者とする。

### 第2章 活動内容

#### (活動内容)

第4条 本会の活動内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 年間定例で実施する本公園主催行事「ディスクゴルフチャレンジ」における参加者への指導、その他運営に関すること
  - 二 随時園内コースを巡回し、競技の妨げになるような障害はないかなど、常に利用者にとって最適な状態を保てるようコースの状況を確認すること
  - 三 ディスクゴルフコースの利用促進、ディスクゴルフ競技の普及に関すること
  - 四 その他、ボランティア活動の運営全般に関すること
- 2 本会の活動に当たっては公園規則を遵守し、ボランティアとして相応しい行動、言動、服装に十分配慮する。
  - 3 本会の活動内容については、活動報告を管理センターに提出するものとする。

#### (活動エリア)

第5条 本会の活動エリアは本公園内 大芝生広場 ディスクゴルフコース（以下「ディスクゴルフコース」という。）を主とし、本公園全域を対象とする。

（活動日）

第6条 本会の活動日は、毎月2回または1回（12月から2月）開催する「ディスクゴルフチャレンジ」開催時を基本とする。

- 2 活動計画日以外の日でも、活動内容規約第4条に基づく活動は実施できることとする。但し、活動日、活動内容について事前に管理センターと調整することとする。

（活動時間）

第7条 本会の活動時間は、本公園の開園時間内とする。開園時間外における活動を行う場合については、事前に管理センターと協議するものとする。

### 第3章 運営体制

（事務局）

第8条 本会の事務局を管理センターに置く。

（会長の選任）

第9条 本会の運営にあたり会長を1名置くものとし、会長は活動するボランティアの中から立候補又は推薦により選任される。

（公園との連絡調整）

第10条 本会の会長は本会を代表し、事務局との連絡調整を行い、活動の円滑化を図ることとする。

### 第4章 会議

（全体会議）

第11条 全体会議は事務局又は会長の召集により、必要に応じて開催する。

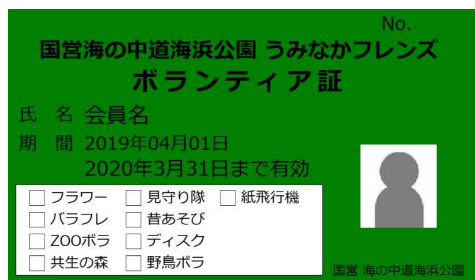
### 第5章 ボランティア証及び貸与物品

（ボランティア証）

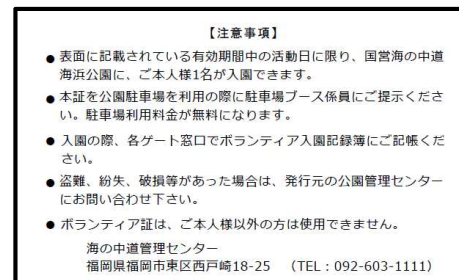
第12条 ボランティアには、ボランティア証を交付する。

- 2 ボランティア証の有効期間は2019年4月1日から2020年3月31日までとし、必要に応じて更新を行う。
- 3 ボランティア証の交付を受けるものは、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。
  - 一 国営公園の性格を理解し、利用者の視点で物事を考え行動できるもの
  - 二 ボランティア活動に積極的に参加する姿勢があるもの
- 4 ボランティア証の取り扱いについては、次の各号に掲げる項目について遵守する事とする。
  - 一 登録者の責においてボランティア証を保持し、万一破損、紛失等があった際は速やかに事務局に報告しなければならない
  - 二 ボランティア証の使用は、登録者本人のみとし、第2章第6条に該当する活動日以外に使用してはならない。
  - 三 ボランティア証の不正利用が認められた場合は、該当する登録者のボランティア証を没収する。
  - 四 ボランティアが本会を退会する際は、ボランティア証を公園に返却しなければならない。

(見本) うみなかフレンズ ボランティア証



【表面】



【裏面】

(支給・貸与物品)

第13条 活動に必要な備品（諸材料等）については、事前に事務局に協議し、事務局が必要に応じて貸与または支給する。

## 第6章 入園方法の取扱い

(入園料の取扱い)

第14条 本会の活動を目的とするボランティア本人の入園については、ボランティア証を提示することにより、職員等の管理行為として扱うものとする。

(活動時の入園)

第15条 ボランティア活動時の入園口は、主に西口、西サイクリングセンター口とする。

- 2 活動日に業務入園する際は、前号に掲げる入園口においてボランティア証を掲示するとともに、ボランティア入園記録簿に必要事項を記帳し入園するものとする。

(車両規則)

第16条 本公園内への車両の乗り入れについては、原則認めないものとする。ただし、作業にあたって材料・機材等を運搬する必要がある場合は、事前に管理センターと協議し、入園時間及び走行ルート进行调整の上、承諾を得るものとする。

- 2 活動日に車で来園する場合は、本公園の一般駐車場を利用するものとし、駐車場入口にてボランティア証を掲示するものとする。

## 第7章 報酬・賠償等の取り扱い

(報酬)

第17条 ボランティアへの人件費及び交通費等の報酬は支給しないこととする。

(賠償)

第18条 ボランティアは、ボランティア活動中の事故等による損害について、管理センターに賠償を求めることは、原則できないものとする。ただし、ボランティアに責任が及ばない場合はこの限りではない。

(ボランティア保険)

第19条 ボランティアには、ボランティア活動保険に加入することを推奨する。また、加入にかかる費用はボランティア個人の負担とする。

- 2 ボランティア保険の有効期限はボランティア証と同じ2019年4月1日から2020年3月31日とする。
- 3 ボランティア保険加入の手続きについては、事務局の管理センターが行うものとする。
- 4 ボランティア活動時に生じた事故や怪我については、ボランティア保険の適用範囲内での対応とする。

## 第8章 退会

(退会)

第20条 途中で本会を退会するボランティアは、事前に事務局に報告した上で、書面にてその旨を提出する。(書式問わず)

- 2 規約違反や不適切な行動と認められる行動があった場合、管理センターの判断により、公園事務所と協議の上、退会を行うものとする。

(貸与物品の返却)

第21条 退会する際は、ボランティア証と貸与物品を事務局に返却しなければならない。

## 第9章 その他

(個人情報の取扱い)

第22条 ボランティアの個人情報(名前、住所、連絡先)は、海の中道管理センター個人情報保護方針に則り適切に管理する。個人情報は、ボランティアの認定及びボランティア証の発行許可にかかる公園事務所への協議、ボランティア保険加入手続き、活動に関する連絡のためにのみに用い、その他の用途には使用しない

付則

この規約は、2019年4月1日より施行する。